

あなたが、友人や知人から DVのことを相談されたら、 専門機関へ相談するように すすめて下さい。



もし相談を受けたら、「よく話してくれましたね」という姿勢で被害者の話を 丁寧に聞いてあげてください。

そして被害者のとった行動を非難しないでください。心身ともにダメージを受けている被害者は更に傷つきます。

どんな理由があるにせよ暴力は許されることではありません。

「**あなたは悪くない**」と伝えてください。



DVは犯罪となる行為を含む 重大な人権侵害です。

ひとりで悩まず お近くの窓口に相談してください

☆女性のための相談室

[高砂市男女共同参画センター]

電話相談 月~金 9:30~12:00

13:00~17:00

面接相談は予約制 tel 079-443-9134

☆DV等の相談

[兵庫県女性家庭センター]

電話相談 毎日 9:00~21:00

tel 078-732-7700

☆ストーカー・DV相談

[兵庫県警察本部]

電話相談 毎日 24時間対応

tel 078-371-7830

☆高砂警察署生活安全課でも相談を受けています。

電話相談 毎日 24時間対応

tel 079-442-0110

☆ひとり親家庭相談

[高砂市健康こども部子育て支援室子育て支援課]

電話相談 月~金 9:00~17:00

tel 079-443-9024

夜間相談(要予約)17:00~19:00

☆子育て相談

[こども家庭相談センター]

電話相談 月~金 9:00~17:00

tel 079-442-2260

☆加古川健康福祉事務所 こころのケア相談

[加古川健康福祉事務所・地域保健課]

tel 079-442-0003

(予約制のため申し込みは上記番号へ)

*相談は無料です。秘密は守られます。

発行 高砂市男女共同参画センター 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 Tel 079-443-9133

Mail <u>cocot@city.takasago.lg.jp</u> 発行日 令和7年4月1日



あなたや あなたの身近にいる人は

DVについて 知っていますか?

DV(ドメスティックバイオレンス)とは、 配偶者または親密な関係にある又は あった相手からの暴力です。 様々な暴力で相手を思い通りに支配し、 コントロールすることをいいます。



高砂市

暴力の種類

○身体的暴力

- ・たたく・ける
- ・ 物を投げる・ 殴る
- 髪の毛をつかむ
- 引っ張る
- 空き飛ばす
- 押さえつける
- ・ 刃物等凶器を向ける

○社会的暴力

- 人付き合いを制限する
- 外出させない
- 携帯をチェックする
- ネットトで誹謗中傷する
- 浮気を疑う

○性的暴力

- ・性行為を強要する
- ・避奸に協力しない
- エッチな雑誌やビデ 才を見せようとする

○精神的暴力

- ・バカにする・おどす
- 別れるなら自殺すると 言う・無視する
- ・ 睨む・たたくまねをする
- あなたが大事にしている。 ものを壊す

○経済的暴力

- 生活費を渡さない、使わせ ない
- ・借金を強要する
- 仕事を辞めさせる
- 「誰のおかげで生活できる」 と言う
- 収入を知らせない

○子どもを利用した暴力

- 子どもに暴力を見せる
- 子どもに悪口をふきこむ
- 子どもに暴力を振るう
- 子どもを取り上げようとする

*ここに挙げた暴力はほんの1例です

子どもが暴力を見聞きすることは 児童虐待(心理的虐待)にあたります

子どもたちが直接暴力を受ける環境になくても、暴力を見聞 きすること(面前DV)で、心理的及び身体的な症状が表れて くることがあります。例えば落ち着きがなくなり、勉強に身が 入らなくなったり、自分は悪い子であると、自分を非難するよ うになったりします。また暴力的な人間関係を学んでしまい、 大人になって自らが加害者になってしまうことがあります。 DVは被害者が我慢すれば良いというものではありません。 子どもへのケアも非常に大切です。

DVにはサイクルがあります



・加害者…緊張が高まり暴力を振るう。 ・被害者…恐怖感・無力感を持つ。相手に コントロールされる。



ハネムーン期

- ・加害者…暴力を後悔し、誤り、優しく 接し「二度と暴力を振るわない」 と約束する。
- ・被害者…相手が変わるのではないか と期待する。



緊張形成期

- ・加害者…機嫌が悪くなり、イライラ して周囲を威嚇する。態度 や言葉が乱暴になる。
- ・被害者…相手の顔色を窺い、我慢する。

思い当たることはありませんか?

- □パートナーを怖いと思う
- □パートナーの機嫌が悪いと、自分に悪いところが あるのではと思ってしまう
- □パートナーの言うことがおかしいと感じていても、 黙って従う
- □子どもがパートナーの気に入らないことをしない ように、必要以上に注意する
- □何を言っても無視され、口をきいてもらえない
- □自分の予定や居場所を必ず伝えている
- □パートナーの前で、実家の親・きょうだい・友人と 話せない
- □自分のことはいつも後回しである

不安や緊張、恐怖感や無力感 を抱えながら生活すると心身に 悪影響が生じます。

DV被害者支援の流れ

暴力を受けた



相談したい

男女共同参画

センター

く女性のための

相談宰>



逃げたい!

庭センター

一時保護



加害者を 引き離して ほしい



保護命令申立



地方裁判所

【保護命令】

(1年間)

- ・被害者への接近禁止
- · 電話等禁止命令
- ・子への接近禁止命令
- ・ 親族等への接近禁止命令 (2か月間)
- 退去命令
- *旧し住居の所有者また は賃借人が被害者のみて ある場合は申し立てによ り6か月間

もしもあなたが身近な人から適暴力で悩んで いるなら、決して「私が悪いから・・・*と自分 を責めないでください。

あなたは、安全に安心して生きる権利があり

ます。

